平成２９年（フ）第６６７号
横浜市旭区東希望が丘91番地６　ラ・ヴェール希望が丘101
債務者　近藤枝里佳
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０８号
横浜市緑区長津田２丁目11番５－302号
債務者　篠原　博美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５６号
秋田県大館市比内町扇田字新長岡95番地５
破産者　扇田水道有限会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県新座市片山３丁目７番10号
破産者　有限会社アライ
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３３号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5331番地８、前住所栃木県那須郡那須町大字高久乙2582番地22
破産者　荒井　宣明
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３４号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5331番地８、前住所栃木県那須郡那須町大字高久乙2582番地22
破産者　荒井美代子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５４号
栃木県那須塩原市下永田３丁目1172番地４　コーポチェリーＢ－102号、前住所栃木県那須塩原市下永田３丁目1302番地４
破産者　日本亭こと　平井　栄子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３３３号
相模原市南区上鶴間４丁目11番14号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目18番６号
破産者　株式会社ライフスター
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５号
神奈川県大和市鶴間２丁目12番15号相澤ビル
破産者　有限会社華担楼
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２７号
富山県高岡市福岡町福岡新152番地
破産者　株式会社砺波自動車修理工場
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第９２号
静岡県浜松市中区富塚町4344番地の１
破産者　株式会社コスモ・アート
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９４９号
名古屋市守山区守山２丁目15番４号
破産者　有限会社キングダム・セールスプロモーション
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１６０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目14番28号
破産者　株式会社クラウド
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４４号
大阪市港区弁天６－３－23、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区泉尾１丁目16番１－315号
破産者　株式会社山口技研
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５００号
大阪市福島区野田２丁目24番11号
破産者　有限会社理容伊藤
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９号
大阪府枚方市東香里元町53番12号
破産者　ノースセンター住建株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目６番９号心斎橋福穂ビル３Ｆ
破産者　株式会社ニューヨーク
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５号
大阪府藤井寺市野中２丁目５番15号
破産者　株式会社レヴ・メゾン建設
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
神戸市兵庫区菊水町４丁目１番２号
破産者　株式会社西上工務店
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２９号
兵庫県姫路市大黒壱丁町44番地
破産者　株式会社ヒメジネオン
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部